

意匠法等の一部を改正する法律及びその施行日政省令について
(平成18年6月1日可決成立)

1. 内 容

意匠法「等」ということで、意匠法その他、特許法、実用新案法、商標法、不正競争防止法の改正が盛り込まれております。

以下、項目毎に解説します。

【以下2.3.4.はH19.1.1施行】

2. 刑事罰の重罰化

(1) 特許権等の侵害罪、懲役10年以下、1000万円以下、併科できる。

(実用新案侵害については、5年以下、500万円以下、併科できる)

(2) 間接侵害(特101)、みなし侵害(商37)等については、直接侵害(上記)の半分

(5年以下、500万円以下、併科できる)

注：学説では、直接・間接侵害罪いずれも同罪と解釈するのが通説でした。

(実用新案権侵害罪については、間接侵害罪が特・商・意と対比し、存在しないので、どう扱うべきか)

(3) 法人重課は、3億円以下の罰金。

(4) 不競法の、営業秘密侵害罪も懲役10年以下、1000万円以下、併科可。

3. 実施態様、使用態様の行為拡大

「輸出」行為を追加する(特・実・意・商)。

「販売等目的所持」行為を間接・みなし行為として追加する(特・実・意)。

(尚、商は現行法に有るが、輸出目的の分だけ拡張した)

4 . 2 . 以外の一部罰則の強化

例：不競法の混同惹起行為、著名表示冒用行為、形態模倣行為（不2 - 1 - 1、2、3対応の各行為）について、刑罰規定の凹凸があったのを重い方に統一した（懲役5年以下、500万円以下、併科できる）。

【以下5 . はH19 . 4 . 1施行】

5 . 意匠法に関するもの

- (1) 存続期間15年～20年
- (2) 画像デザインの保護拡大
- (3) その他手続面の緩和

注：無審査登録制度の導入は、見送り。

ただし、改正意匠法（§4 - は、18 . 9 . 1施行）

【以下6 . はH19 . 4 . 1施行】

6 . 商標に関するもの

- (1) 小売・卸売業に関し、一部役務商標として保護する（新設）（新商2 - ）。

注：「法律事務」は42類から45類に変更（これなどは、H19 . 1 . 1施行）

注：団体商標（§7 - ）は、H18 . 9 . 1施行）

（施行日は、項目によって分かれたので、ご注意ください）